

## 広報さがみはら広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市（以下「市」という。）が発行する広報さがみはら（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、相模原市有料広告掲出に関する指針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号に定めるものの詳細及び規制業種並びに事業者については、広報さがみはら及び市ホームページ等広告掲載基準に定める。

### (広告の規格及び枠数等)

第3条 広告の規格及び枠数は、次のとおりとする。ただし、編集上必要があると認める場合は、変更することができる。

掲載面	刷り色	サイズ（1枠）	枠数（1号あたり）
情報あらかると面	市指定の2色	縦8cm×横12cm	4枠
最終面	フルカラー		2枠
表紙	フルカラー	縦4cm×横8.2cm	1枠

2 情報あらかると面と最終面は、2枠を合わせて掲載することができる。

3 最終面と表紙に掲載する広告は、主に文化・芸術、スポーツ、イベント情報、

その他商業情報等とする。

- 4 広告には、広告主の事業所名、所在地、電話番号、広告である旨を明記するものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1回の掲載につき、1枠あたり次のとおりとする。

- (1) 情報あらかると面 80,000円(税込み)
- (2) 最終面 120,000円(税込み)
- (3) 表紙 140,000円(税込み)

2 複数の枠を合わせて使用するとき、前項各号に掲げる額に枠数を乗じた額とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、広報紙、市ホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、広報さがみはら広告掲載申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間(以下「申込期間」という。)内に申し込むものとする。

- (1) 納期限の到来している直近の市区町村民税の納税証明書
- (2) 広告原稿案

2 前項1号の書類は、掲載希望者が次のいずれかに該当する場合は省略することができる。

- (1) 市ホームページバナー広告等の申込みに際し、既に提出している者
- (2) 相模原市指名競争入札参加者選定規程(昭和42年相模原市告示18号)第3条第2項の規定により競争入札参加資格者名簿に登録している者
- (3) 市が主たる出資者になっている、又は、市が継続的に人的若しくは財政的な支援を行っている公益的法人等
- (4) 市長が特に認めた者

(広告主の決定)

第7条 広告主は、次の各号に掲げる方法により決定する。

(1) 申込期間に申し込んだ掲載希望者(第2条の規定に抵触すると認められる者を除く。以下この条において同じ。)の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えないときは、その掲載希望者を広告主として決定する。

(2) 掲載希望者の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えたときは、抽選により決定する。

2 申込期間を過ぎた後の掲載申し込みのない広告掲出予定枠についての広告主の決定は、掲載希望者の申込順により決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 広告の掲載の適否は、広告審査会の承認を得て、広聴広報課長が決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告否掲載決定通知書(第3号様式)により通知する。

3 広聴広報課長は、広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することにより、広告審査会の承認を得たときは、当該修正内容を掲載条件とし、前項の決定通知を行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿の版下は、広聴広報課が指定する仕様により広告主の責任及び負担で作成し、指定する期日までに、提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、第4条に定める広告掲載料を、市長の発行する納入通知書により、市長が指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その

他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。

(3) 掲載決定後に、広告の内容等がこの要綱に抵触していることが判明したとき。

2 前項の取扱いに関して、市長は、その賠償の責めを負わない。また、前項第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により掲載する広報紙の発行日から20日前までに市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に相模原市から広告掲載業務を受託している広告取扱い業者に係る改正前の要綱に規定する広告の掲載手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。